

富田林市要綱第7号

富田林市子育て世代包括支援センター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく母子保健及び子育てに関する相談支援等を行う、富田林市子育て世代包括支援センター（以下「センター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 センターが行う事業（以下「事業」という。）の実施主体は、富田林市とする。

2 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 妊産婦、乳幼児等の実情の把握に関する事業
- (2) 妊産婦からの母子保健及び子育てに関する相談に応じ、必要な情報提供、助言及び保健指導を行う事業
- (3) 心身の不調、育児不安等により支援が必要と考えられる妊産婦に対し、支援プランを策定する事業
- (4) 妊産婦、乳幼児等及び各関係機関をつなぐとともに、必要な情報を共有する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(設置)

第3条 センターは、母子保健担当課及び子育て支援担当課に置く。

(責務)

第4条 センターは、この事業において、情報共有を図り、かつ、緊密に連携し、第2条第2項各号の事業を円滑かつ効率的に実施できるよう努めるものとする。

(関係機関との連携)

第5条 センターは、この事業において、教育、保育、保健、医療、福祉その他の子育て支援を提供する関係機関、地域社会等との連携を図りながら実施するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。